

京都市交通局管理規程第23号

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者  
交通局長 西村 隆

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を改正する規程

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を次のように改正する。

第76条中「総務課長」を「営業推進室長」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)